２９健福第１８３号

平成２９年　６月　５日

各社会福祉法人代表者様

愛知県健康福祉部長

（　公　印　省　略　）

社会福祉法人の現況報告書等の届出及び公表について（通知）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第２１号）が平成２９年４月１日に施行されたことに伴い、社会福祉法第５９条に基づく所轄庁への届出書類、社会福祉法第５９条の２に基づく公表書類が見直されました。

また、社会福祉法第５５条の２に基づき社会福祉充実残額の算定を行い、社会福祉充実残額が生じた場合には、所轄庁への社会福祉充実計画の承認申請を行うことが定められました。

つきましては、平成２９年度からの届出書類の提出、公表及び社会福祉充実計画の承認申請について、別記により、適切に対応されますようお願いします。

担当・電話（ダイヤルイン）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 監査指導室 | （法人監査グループ） | 052-954-6260 |
| 地域福祉課 | （民間福祉活動支援グループ） | 052-954-6262 |
| 児童家庭課 | （要保護児童対策グループ） | 052-954-6281 |
| 子育て支援課 | （施設認可･指導グループ） | 052-954-6248 |
| 高齢福祉課 | （施設グループ） | 052-954-6287 |
| 障害福祉課 | （事業所指定･指導グループ） | 052-954-6317 |